

第1回政策委員会開催

— 5月17日 —

平成28年度第一回目の政策委員会を5月17日(火)午前10時40分より日本橋三越本店特別食堂会議室にて開催した。

当日は、4月の書面決議において決議、制度化された、会長選出に関する理事会内規に基づく会長選考委員会を併せての開催であった。

杉山政策委員長(三菱食品(株))の挨拶の後、議題に入り、最初に会長選考委員会を行い、慎重なる審議検討を行った。続いて本日の賛助会員幹事店会の運営について確認、また食品取引改善協議会及び消費税転嫁・表示カルテル推進協議会に関して問題発生事案がないことについても確認した。最後に今後の日程等について確認し閉会した。

第22回賛助会員幹事店会開催

— 5月17日 —



挨拶する政策委員長
杉山吉彦氏

第22回賛助会員幹事店会を5月17日(火)午前11時45分より日本橋三越本店特別食堂会議室にて開催した。

当日は、冒頭弊協会の政策委員長杉山吉彦氏(三菱食品(株))が開会の挨拶を述べ、次いで賛助会員幹事企業を代表して梅澤忠徳氏(味の素(株))からご挨拶をいただいた。続いて議案に入り、奥山専務理事から3月に行われた理事会の概要を報告した。その後意見交換テーマに入り、出席の賛助会員企業全員から①「食品ロスに関する商慣習問題」について②「消費税の本体価格表示の特例措置の恒久化」について意見が述べられた。食品廃棄物の不正転売事件の発生から、食品関連事業者に対して食品ロスの削減要請とともに、食品を廃棄する場合は転売が困難になるような措置を講じるよう要請を受けている中で、各食品メーカーが現状優先的に取り組んでいる食品ロスの削減内容について具体的に発表をしていただき、意見交換を行った。

最後に、次回の日程(平成28年11月22日(火))を確認し閉会した。



挨拶する
味の素(株) 梅澤忠徳氏

食品廃棄物の不適正な転売事案の再発防止策の検討のための食品関連事業者へのヒアリングについて

— 5月30日 —

— (一社)日本加工食品卸協会 環境問題対応 W・G —

— 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室産業廃棄物課 —

1. ヒアリングの趣旨

○平成 28 年 1 月、食品関連事業者から処分委託を受けた食品廃棄物が愛知県の産業廃棄物処理業者により、食品として売却されてしまった事案が発覚しました。

○環境省では、本年 3 月 14 日に、①電子マニフェストの機能強化、②廃棄物処理業者に係る対策：透明性と信頼性の強化、③排出事業者に係る対策：食品廃棄物の転売防止対策の強化、から成る再発防止策を公表しました。

(ウェブサイト：<http://www.env.go.jp/press/102227.html>)

○このうち、③の対策としては、例えば食品廃棄物をそのまま商品として販売することが困難となるよう適切な措置を講じる等、食品リサイクル法における食品関連事業者が取り組むべき措置の指針（判断基準省令）の見直しを検討するとともに、食品廃棄物の不正転売防止のための措置に関するガイドラインを農林水産省と連名で策定することとしています。

○本ガイドラインには、排出時、廃棄物引渡し時、処理委託後等の各段階において、食品廃棄物の不正な転売を防止するための対策について、関係事業者の実態調査等を踏まえ盛り込むこととしています。なお、ガイドラインの実効性を確保するため、とりまとめに当たっては、中小企業等、事業の規模等に応じて活用できるように内容を検討していくこととしています。

○こうした考え方にに基づき、ガイドラインの策定に先立ち、まずは食品関連事業者の関係団体の皆様より、食品廃棄物の不正な転売を防止するための対策等に関するヒアリングさせていただくものです。

2. ヒアリング項目（案）

(1) 食品廃棄物の排出について

・転売可能な状態の食品廃棄物が排出されるのはどのような状況が考えられますか。また、その排出はどのような流通段階で行われていますか。

1) 得意先小売業用として加工食品卸売業の倉庫に在庫商品として確保した商品は従前の受注状況等を勘案して確保するが、予測に反して確保した商品が残り、他得意先小売業への拡売やメーカーに返品等で削減させた後、どうしても処理、処分ができずに残る場合。

2) 加工食品卸売業が在庫商品として確保した商品が仕入先（メーカー等）に売買契約上返品ができず、また拡売後にどうしても処理、処分ができずに残る場合。

3) 小売業が売り切れずに商品を加工食品卸売業の倉庫に返品してきた場合。

4) 加工食品卸売業の倉庫内での作業中に商品を破損させた場合。

5) 賞味期限/消費期限を超過した商品は廃棄処理を行うが、得意先小売業の納品基準を満たさない商品は、他得意先小売業への拡売や仕入先（メーカー等）への返品を行う場合がある。

6) 商品の不備（異物混入等）が発生した場合は、仕入先（メーカー等）に返品するので、この場合には該当しない。

・今回の事案を受けて、そもそも転売可能な状態の食品廃棄物が発生しないよう、講じる又は講じることを検討している措置はありますか。

1) 現状は廃棄処理、再生利用にいずれの場合に於いても、転売できない状態にする措置は講じられていない。その理由は作業人員の不足、作業コストの問題によるものと思料する。

(1) 食品廃棄物の排出について

・転売防止策については、食品リサイクルを阻害しないような方法での実施が望まれますが、今回の事案を受け、転売防止対策を取ることで実質的に食品リサイクルの取組が後退しているような事例はありますか。

1) 加工食品卸売業から排出される食品廃棄物は廃棄物処理法上、事業系一般廃棄物に該当するので、法規制上、一般廃棄物処理業者に処理委託することを要請する自治体が多い。また、一般廃棄物処理業者も加工食品の廃棄物から包装容器を分別する作業に対し抵抗感があるため、受入拒否されるケースも多い。

そのため、産業廃棄物として処理せざるを得ないので、食品リサイクル率は低下することとなるのが現状と云える。

2) 加工食品卸売業から排出される食品廃棄物は容器包装と一体となっているが、その数量や種類、形状（液体/固体等）、商品特性（個包装や内包小袋入り等含め）が多種多様であり、食品廃棄物と包装容器を分別することが非常に困難であり、たいへん苦慮している。

3) 流通業（加工食品食品卸売業）の排出する食品廃棄物は、食品リサイクル法上、事業系一般廃棄物と分類されるが、実際問題、自治体の処理施設では多種多様な食品廃棄物を受け入れるだけの施設、設備になっていないことも多く、自治体の処理施設で受け取り拒否（処理困難）の場合、焼却処理となる。事業系一般廃棄物処理業者、食品リサイクル業者はその実情を理解しているが、排出事業者寄りの対応をして戴けることは少ない。

4) 製造業から排出されるものだけが産業廃棄物（動植物性残渣）なので、加工食品卸売業の食品リサイクル率は改善し辛い。仮に、産業廃棄物（動植物性残渣）の定義が製造業以外にも適用されるのであれば、加工食品卸売業の食品リサイクル処理は現状より進む可能性は高い。

5) 食品廃棄物の転売防止策を排出事業者側が実施することは、その作業費用や設備費用等新たなコストの増加は必至であり、製造業以外での食品リサイクルが進まないものと思料する。

(2) 処理委託時の対応について

・処理業者をどのような判断基準に基づき選定していますか（例：価格、適正処理の確実性、過去からのつきあい等）。

処理委託価格（安価すぎてもよろしくない、不安）、過去の行政指導等の有無、事前に処理業者施設を視察、現状処理委託を行っている他企業の多さ、優良産廃処理業者認定の有無、インターネットによる当該業者の評判の検索等

・処理委託契約の締結前に処理業者の能力等をどのように評価・確認していますか。

事前に処理業者施設を視察し、処理待ち廃棄物の量を目視、施設の清掃状況や施設維持状況の確認等による。

・処理業者に対して求めていることは何ですか。また、今後、処理業者に求めていきたいことは何ですか。

1) 適時、適切、的確な対応

2) 食品廃棄物処理関連情報の提供

3) ウソはつかないこと。できないことはできないと云ってほしい。

4) 容器包装と食品を分別する作業も受託してほしい（加工食品卸売業は現状、分別を要請されている）。

5) 処理委託した食品廃棄物等の数量、重量の通知がほしい。

(3) 食品廃棄物の排出時又は引き渡し時の対応について

・食品廃棄物ができるだけ発生しないようにするためにどのような工夫を行っていますか。

- 1) 需要予測システムを活用した商品の発注の推進
- 2) でき得る限り、在庫商品は売り切るよう努めている。

・食品廃棄物の排出に当たって、処理委託先等において転売されないようにするためにはどのような工夫が必要だと思いますか。

- 1) 処理業者を定期的に視察する。
- 2) 法規制改正（動植物性残渣の定義の再考、産業廃棄物としての処理緩和策検討）も必要ではないか。
- 3) 電子マニフェストの推進（加工食品卸売業に対する動植物性残渣の産業廃棄物業種指定が前提）。

Cf.別意見を掲載

- 排出した商品が収集段階、処理段階で確実に契約先業者の倉庫から持ちだしされていない事を確認出来るシステムの構築。
例えば、商品の GPS 管理が出来る等
- 回収した内容の処理明細を細分化し、何がどうなったかを細かく排出業者に伝える事の義務化。例えば、容器入りの商品を破碎して中身がどれだけ、容器がどれだけになったか、分かるようにする。
- 処理業者は食品排出業者から受け取った商品を最終的に処理が終わるまで、写真に撮って適正処理が完了した事を排出業者に伝える義務を与える。例えば、排出業者の倉庫搬出時の写真撮影、食品リサイクル処理業者倉庫持ち込み時の写真撮影から最終的に飼料化、肥料化になったまでが分かるようにする。

・食品廃棄物が処理委託先等において転売されないようにするため、例えば食品廃棄物を商品として販売することが困難となるような措置（製品そのままの形で廃棄せず、破壊や開封、他の残さと混合するなどの資力・労力の確保など）を行うことが可能ですか。

- 1) 多品種、多包装形態の加工食品を扱う加工食品卸売業では極めて難しいと思料する。
- 2) 食品廃棄物排出事業者の立場から考えたとしても、加工食品の中身と容器包装の分別作業を行うことは、人員の確保的にもコスト的にも困難と考える。
- 3) 食品リサイクル法での努力義務（規制）がなければ、熱回収を含めた焼却処分が一番の解決策であると思料する。

(4) 処分終了確認時における対応

・排出した食品廃棄物が委託契約内容どおりに処理されているかどうかを確認するためにどのような対応を取っていますか。

- 1) 処理業者の定期的視察

・電子マニフェストを利用されている場合、当該マニフェストにおいて最終処分の確認手段としてどのように利用されていますか。

- 1) そもそも加工食品卸売業に於いては、食品廃棄物は産業廃棄物ではないので、マニフェスト（産業廃棄物管理票）は発行されないし、電子マニフェストも利用できない。

(5) その他、上記以外で排出事業者の立場での取り組み

- 1) 企業によっては、フードバンクの活用を行っている場合も若干見受けられる（あまり進んでいない）。

食品廃棄物の不適正な転売事案の再発防止策の検討のための 食品関連事業者へのヒアリング結果について（概要）

1. 背景

本年1月、食品関連事業者から処分委託を受けた食品廃棄物が愛知県の産業廃棄物処理業者により、食品として売却されてしまった事案が発覚した。

環境省では、農林水産省と連携し、本年3月14日に、

- ① 電子マニフェストの機能強化
- ② 廃棄物処理業者に係る対策：透明性と信頼性の強化
- ③ 排出事業者に係る対策：食品廃棄物の転売防止対策の強化

から成る再発防止策を公表した。

このうち、③の対策としては、例えば食品廃棄物をそのまま商品として販売することが困難となるよう適切な措置を講じる等、食品リサイクル法における食品関連事業者が取り組むべき措置の指針（判断基準省令）の見直しを検討するとともに、食品廃棄物の不正転売防止のための措置に関するガイドラインを農林水産省と連名で策定することとしている。

同ガイドラインの検討に先立ち、同ガイドラインの実効性を担保するため、食品関連事業者の関係団体に対し、食品廃棄物の不正な転売を防止するための対策等に関するヒアリングを、環境省及び農林水産省の合同で実施した。

2. ヒアリング実施概要

（1）実施期間：平成28年4月26日～6月13日

（2）実施対象：34の食品関連事業者の業界団体等（うち食品製造業関係26団体、食品卸売業関係1団体、食品小売業関係4団体、外食産業関係1団体）

（3）主なヒアリング項目：

- 食品廃棄物の排出について
 - ・ 転売可能な状態の食品廃棄物が排出される状況
 - ・ 今回の事案を受けて、そもそも転売可能な状態の食品廃棄物が発生しないよう、講じる又は講じることを検討している措置
 - ・ 転売防止対策を取ることで実質的に食品リサイクルの取組が後退している事例
- 処理委託時の対応について
 - ・ 処理業者の選定基準（例：価格、適正処理の確実性、過去からのつきあい等）
 - ・ 処理委託契約の締結前に処理業者の能力等の評価・確認方法
 - ・ 処理業者に対して求めていること、今後求めていること
- 食品廃棄物の排出時又は引き渡し時の対応について
 - ・ 食品廃棄物ができるだけ発生しないように行っている工夫

- ・処理委託先等において転売されないようにするための工夫
 - ・処理委託先等において転売されないようにするための食品廃棄物を商品として販売することが困難となるような措置（製品そのままの形では廃棄せず、破壊や開封、他の残さと混合するなどの資力・労力の確保など）
- 処分終了確認時における対応
- ・委託契約内容どおりに処理されているかどうかを確認するための対応
 - ・電子マニフェストを利用している場合、当該マニフェストの利用方法

3. ヒアリングを通じて得られた主な知見

（1）食品廃棄物の排出状況・発生抑制の工夫

- そのまま転売等可能な食品廃棄物が排出される状況としては、納品期限切れによる返品や、店舗における販売期限切れ、余剰在庫の廃棄等のほか、商品改廃・期間限定商品の入れ替え、製造ロス、災害等の様々な場面がある。
- 特に排出の頻度や数量が多くなる場面として、チルド製品・日配食品・生鮮食品等の賞味期限が短い商品や、新商品や惣菜等の需要予測が難しい商品の廃棄や、製造工程での品質トラブル（異物混入等）によるロット単位での廃棄等が挙げられた。
- 食品廃棄物等の不適正な転売を防止する観点でも、まずは食品ロスを削減することが有効な取組。具体的には、製造工程・品質管理の強化などのほか、製造業・卸売業・小売業が連携した商慣習の見直しについて検討を行い、納品期限の見直しや発注精度の向上、賞味期限の年月表示化などに取り組んできている。

（2）考え得る食品廃棄物の処理段階に応じた転売防止策

- 具体的な転売防止策としては、廃棄物の処理の各段階（委託契約を締結する段階、実際の収集運搬・処分の段階、処理が終了した段階）に応じて、食品の性状（固形・液状等）、荷姿、消費・賞味期間の長さ、発生量等に応じて、あるいは、食品関連事業者の施設、棚卸し等の排出される場面に応じて様々な方法が挙げられた。
- 例えば、①廃棄物処理の委託契約を締結する段階の転売防止策としては、廃棄物処理法に基づく適切な許可・施設や委託する食品廃棄物の処理を行うための十分なキャパシティを有すること、情報公開や書類の管理状況が適切であること、処理方法・処理量・包装の有無等に応じた適切な処理料

金を請求していること等の確認が挙げられた。

- また、②実際の収集運搬・処分の段階の転売防止策としては、食品廃棄物等に直接何らかの手を加える手法として、
 - 包装と食品の分別、破碎又は混合、その他一見して商品とならないような措置（箱をつぶすなど包装の状態を崩す、容器のふたを取る、廃棄物である旨の印を付与する、賞味期間後に排出する等）を講じること等が挙げられた。ただし、手法により再生利用を阻害する、衛生上の懸念、保管場所の確保の限界等の問題があるほか、液状の商品や容器包装の種類、大量発生時、処理機能の無い物流・営業拠点での対応など困難な場合がある等の指摘があった。
 - 食品廃棄物等に直接何らかの手を加える以外の手法として、マニフェスト又は伝票による業務管理や荷積み時の写真撮影、ドライブレコーダー、封印輸送等による監視体制の強化が挙げられた。
- さらに、③処理が確実に終了したことの確認を、マニフェスト、画像等を用いた報告書の提出、定期的な現場視察等により行うほか、リサイクルにより製造された肥飼料等の売却を取引先に確認する等の方法が挙げられた。
- その他の方法として、従業員に対する教育訓練、再生利用事業者との定期的なコミュニケーションの実施・信頼関係の構築などが挙げられた。

（３）転売防止策が食品リサイクルに与える影響

- リサイクルを原則としているが、より確実な転売等の防止のためには、やむを得ず焼却処分されることがあるとの意見があった。

（４）その他

- 転売防止策の一環として電子マニフェストの活用が挙げられているが、電子マニフェストの利用は一部の大手企業に止まる傾向がある。また排出頻度が低い場合や収集運搬業者が導入していない場合もあり、活用メリットを見いだせない場合がある。
- 食品関連事業者において、これまでも転売防止策対策を講じているものの、再発防止を図る上では、処理業者の適正な処理が確保されること等、総合的な対策も重要との意見が多かった。

(別紙)

1. 食品廃棄物の排出状況・発生抑制の工夫

排出状況	・ 商慣習による廃棄(小売への納品期限切れによる返品や、小売店舗における販売期限切れ(店舗からの返品、日付の逆転も含む。)) ・ 試作品・半製品の処分 ・ 商品改廃、品質トラブルなど出荷止め商品 ・ 製造ロス ・ 余剰在庫 ・ 地震等の災害や物流事故による破損 ・ 配送段階での荷崩れ ・ 期間限定(クリスマス、バレンタイン等)商品の入替(賞味期限前)
特に排出量が多くなるケース	・ チルド製品、日配食品、生鮮食品等の賞味期限が短いもの ・ 製造工程での品質トラブル(異物混入等) ・ PB(プライベートブランド)商品の売れ残りや引取拒否 ・ 需要予測が難しいもの(新商品や惣菜等)
発生抑制の工夫	・ 製造工程・品質管理の強化(機械、設備のメンテナンス、異物混入の防止等) ・ 発注精度の向上による生産管理・在庫管理 ・ 需要予測の精度向上 ・ 廃棄物削減目標設定、進捗管理 ・ 見込み生産から計画生産への切替 ・ 賞味期限を延ばすための技術開発 ・ 商取引慣行の是正による返品削減(1/3 ルールの見直し、欠品ペナルティの緩和) ・ 賞味期限内の返品は、状態により原料に再度戻す ・ 賞味期限の年月表示 ・ 社内販売や値引き販売による廃棄物の削減 ・ フードバンクの活用 ・ 値引きによる売り切り

2. 考え得る食品廃棄物の処理段階に応じた転売防止策

食品廃棄物の処理段階	転売防止策
(1) 処理委託契約時	【収集運搬の委託契約時】 ・ 廃棄物処理法に基づく適切な許可や施設等、委託する食品循環資源の収集運搬を行うための十分なキャパシティを有することの確認 ・ 収集運搬の実施状況を委託者が確認できるよう、情報公開や書類の管理等が十分に行われていることの確認 ※ 処理施設等の視察や事業者へのヒアリングにより、事前確認を実施事例あり。また、優良産廃処理業者認定や登録再生利用事業者の登録確認を要件としている事例あり。 ※ 特に大企業の場合、独自の委託先評価シートやチェックリストによる確認や、廃棄物専門コンサルタント、弁護士等の専門家による調査を実施している事例あり。 【再生利用(処分)の委託契約時】 ・ 食品循環資源が実際に再生利用等されていることの現地確認等(特定肥飼料等の製造状況の定期的な確認は、現行の判断基準省令においても規定) ・ 廃棄物処理法に基づく適切な許可や施設等、委託する食品循環資源の再生利用を行うための十分なキャパシティを有することの確認 ・ 処理方法、処理量、包装の有無等に応じて適切な処理料金を請求していることの確認 ・ 再生利用の実施状況を委託者が確認できるよう、情報公開や書類の管理等が十分に行われていることの確認 ・ 環境規制(騒音・臭気)対策が適切に行われており、近隣との係争事項がないことの確認 ※ 特に大企業の場合、独自の委託先評価シートやチェックリストによる確認や、廃棄物専門コンサルタント、弁護士等の専門家による確認を経て契約している事例あり。
(2) 引渡時	【排出・引渡し形態の工夫】 ・ 破碎又は混合 ➢ 他の食品との混合や破碎機等の導入による破碎等(ただし再生利用を阻害しない範囲に限る。液状の商品は困難との指摘あり) ➢ パッカー車で収集運搬することによる物理的な破壊 ・ 包装と食品の分別(食品循環資源と容器包装、食器、楊枝その他の異物等との適切な分別は、現行の判断基準省令においても規定。ただし、工場においては、衛生上(臭気や腐敗等)の懸念や作業場、保管場所の確保に限界があるとの指摘あり。) ・ 一見して商品とならないような措置 ➢ 包装の状態を崩す(箱をつぶす、外箱・外袋から出す、外蓋をはずす、接着部分をはがす等) ➢ 容器のふたを取る、賞味期限切れの表示をされているかたちで排出等 ・ 賞味期限切れまで保管した後に排出 【管理体制の強化】 ・ マニフェスト(マニフェストがない場合にあっては、社用の伝票など)による業務管理 ・ 監視体制の強化(分別・保管倉庫への監視カメラ設置、収集運搬時の荷積み時の写真撮影・ドライブレコーダーの設置、GPSによる追跡、封印輸送による抜き取り監視等) 【処理方法の工夫】 ・ 自社処理(飼料化、肥料化等) ・ 焼却処理

食品廃棄物の処理段階	転売防止策
	➤ 廃棄物である旨、あるいは食用に適さない旨の印の付与（商品外装に、油性マジックやスプレー、塗料等で賞味期限切れを表示等。）
(3)処理終了時	・ 引き渡した食品廃棄物等が委託契約どおりに処理されていることの定期的な確認（目視、マニフェスト、画像などを用いた報告書の提出、現場視察等）
(4)その他	・ 不適正な転売等防止のためのフランチャイズ本部による加盟者への指導 ・ 不適正な転売等防止のための従業員に対する教育訓練 ・ 不適正な転売等防止のための再生利用等の実施状況の把握及び管理体制の整備 ・ 再生利用事業者との定期的なコミュニケーションの実施、信頼関係の醸成

3. 転売防止策が食品リサイクルに与える影響

- ・ 容器開封や破袋は、食品廃棄物の腐敗につながり、リサイクルの妨げとなる可能性がある
- ・ 容器包装に付した塗料が食品に混入した場合、飼料化等ができなくなる
- ・ 転売防止のため、リサイクルから、より確実な焼却処分へとシフトする傾向が強まり、リサイクルの後退に繋がることが懸念される

4. その他

- ・ 電子マニフェストの利用は一部の大手企業に留まる傾向にある。また、排出頻度が低い場合や収集運搬業者が導入していない場合もあり、電子マニフェスト活用メリットを見出せないとの指摘あり。

■代表的な食品例

【荷姿：一重包装、賞味期限：2週間未満】

- ・ 牛乳、ハム・ソーセージ、パン、豆腐、水産練製品（かまぼこ、ちくわ、はんぺん）、農産物漬物（浅漬け）、干物（一夜干し等）、麺類（冷蔵品）、惣菜、弁当類 など

【荷姿：一重包装、賞味期限：2週間以上】

- ・ 食用油、小麦粉、醤油、ドレッシング類、ベーコン、乾物（鰹節、乾燥ひじき、春雨等、乾麺）、農産物漬物（浅漬け以外）、清涼飲料、アイスクリーム など

【荷姿：多重包装、賞味期限：2週間未満】

- ・ チーズ、ヨーグルト、農産物漬物（浅漬け）、納豆、麺類（冷蔵品）、弁当類、菓子類 など

【荷姿：多重包装、賞味期限：2週間以上】

- ・ バター・マーガリン、粉チーズ、ケチャップ・ソース類、マヨネーズ、レトルトカレー・ソース類、カレールー（固形）、インスタント食品類（麺）、味噌、固形ミルク・粉ミルク、農産物漬物（深漬）、冷凍食品、アイスクリーム、菓子類 など

第153回ネットワーク検討会開催

— 6月9日 —

6月9日(木)午前10時より日食協会議室に於いて、第153回のネットワーク検討会が開催され卸側が9名、メーカー側が9名が出席して行われた。本来的にはメーカー・卸間の情報システムの標準化について検討する会義であるが、現状日食協標準フォーマットも安定した運用が出来ていることから、それぞれが属する団体の活動内容について情報を共有する検討会になっている。当日は情報システム研究会座長の高波圭介氏(国分フードクリエイト(株))の司会進行で始まり、①日食協活動報告を奥山専務理事が行い、②EDIW・Gの活動報告を佐多洋文氏(伊藤忠食品(株))が行い、③F研活動報告を鶴飼泰彦氏(日清オイリオグループ(株))が行った。最後に今後のこの会の運営について確認し、次回開催を平成29年6月22日(木)に予定して閉会した。



ネットワーク検討会会場

各県ブロック動向

◆静岡食品卸同業会

静岡食品卸同業会は、総会を6月3日(金)午後3時半より静岡グランドホテル中島屋に於いて開催した。最初に同会の山口茂会長(ヤマキ(株))が、消費税再引き上げの延長にふれ「今回の消費税の先送りが本当に良かったかどうか、長い目で見れば大きなツケを残した事にならないか、大変危惧されるところ」と述べ開会の挨拶を行い、議案の審議に入った。①平成27年度事業報告②平成27年度会計報告審議及び平成27年度会計監査報告③平成28年度事業方針案及び予算審議以上の議案を全て原案通り拍手で承認された。最後に、新賛助会員として加入した企業と新任の賛助会員がそれぞれ自己紹介して定時総会は終了した。その後、奥山専務理事が「日食協活動報告」を行い、終了後、懇親会が行われ閉会となった。

◆神奈川県食品卸同業会

神奈川県食品卸同業会は、総会を6月8日(水)午後3時より横浜ベイシェラトンホテル&タワーズに於いて開催した。当日は事務局の井草勝氏(国分首都圏(株))の司会進行で始まり、最初に定足数を確認し、総会成立宣言を行い、会長店の国分首都圏(株)の佐賀亮氏が開会の挨拶を述べ、議案の審議に入った。①平成27年度事業報告②平成27年度会計報告及び監査報告③平成28年度事業計画案④その他全て原案通り拍手で承認された。ついで賛助会員も加わって奥山専務理事が「日食協活動報告」を行い、終了後、記念講演会の部に入り、河合薫氏が「～上司と部下の力学～河合薫の新・リーダー術」と題して講演した。終了後懇親会を行い閉会した。